議案第 9 号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

提出者 調布市教育委員会 教育長 大和田 正 治

## 提案理由

文部科学省が、従来使用していた「不登校特例校」に代えて、新たに「学びの多様化学校」に名称を変更した趣旨を踏まえ、調布市教育委員会においても名称変更の対応をするなど、令和6年度からの事務分掌を整備するため、提案するものです。

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会事務局処務規則(昭和56年調布市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表教育部の部指導室の款教育支援係の項第4号中「不登校特例校」を「学びの多様化学校」に改め、同部社会教育課の款社会教育係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「成人式」を「二十歳のつどい」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

## 改正後 改正前 ○調布市教育委員会事務局処務規則 ○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 第1条から第10条まで、略 第1条から第10条まで、略

## 第1条から第10条まで 略

別表 (第2条関係)

部	課	係		分掌事務
教育部	教育総 務課	略		
	学務課	略		
	指導室	指導係	略	
		教職員係	略	
		教育支援係	1	- 特別支援教育に関すること。
			2 耄	<b>枚育相談に関すること。</b>
			3 7	で登校支援に関すること。
			4 <u>当</u>	<u> </u>
			に関	<b>引すること。</b>
	社会教	社会教育係	1 社	t会教育振興計画に関すること。
	育課		2 社	L会教育施設の施設計画に関するこ
			と。	
			3 社	t会教育に関する教育機関との連絡
			調惠	とに関すること。
			4 社	t会教育委員に関すること。
			<u>5</u> 社	上会教育関係団体の登録及び支援に
			関す	<sup>ト</sup> ること。

第1条から第10条まで 略 別表(第2条関係)

部	課	係		分掌事務
教育部	教育総	略		
	務課			
	学務課	略		
	-	指導係	略	
		教職員係	略	
		教育支援係	1	特別支援教育に関すること。
			2	教育相談に関すること。
			3	不登校支援に関すること。
			4	<u>不登校特例校</u> 及び適応指導教室に関
			100	けること。
	社会教	社会教育係	1	社会教育振興計画に関すること。
	育課		2	社会教育施設の施設計画に関するこ
			إ	- 0
			3	社会教育に関する教育機関との連絡
		調整に関すること。		周整に関すること。
			4	社会教育委員に関すること。
			5	社会教育指導員に関すること。
			6	社会教育関係団体の登録及び支援に
			_ 	員すること。

改正後	改正前		
6 社会教育関係団体等との連絡調整に	7 社会教育関係団体等との連絡調整に		
関すること。	関すること。		
7 調布市公立学校 P T A 連合会との連	8 調布市公立学校PTA連合会との連		
絡調整に関すること。	絡調整に関すること。		
8 家庭教育に関すること。	9 家庭教育に関すること。		
9 学習グループに関すること。	<u>10</u> 学習グループに関すること。		
<u>10</u> 学校施設開放に関すること。	11 学校施設開放に関すること。		
<u>11</u> <u>二十歳のつどい</u> の実施に関するこ	<u>12</u> 成人式の実施に関すること。		
と。			
12 八ケ岳少年自然の家に関すること。	13 八ケ岳少年自然の家に関すること。		
<u>13</u> リーダー養成講習会に関すること。	14 リーダー養成講習会に関すること。		
14 青少年の意見表明事業に関するこ	<u>15</u> 青少年の意見表明事業に関するこ		
と。	と。		
<u>15</u> 障害者社会体験活動事業に関するこ	16 障害者社会体験活動事業に関するこ		
と。	と。		
<u>16</u> こどもの家に関すること。	<u>17</u> こどもの家に関すること。		
<u>17</u> 青少年交流館に関すること。	<u>18</u> 青少年交流館に関すること。		
<u>18</u> その他社会教育に関すること。	19 その他社会教育に関すること。		
<u>19</u> 課内の庶務に関すること。	<b>20</b> 課内の庶務に関すること。		

附 則(令和6年3月22日教委規則第 号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。